

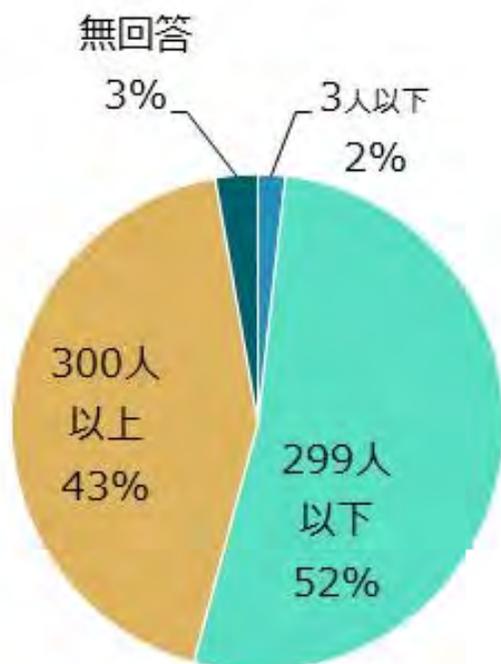
平成29年度新たな加工食品の原料原産地表示制度に係  
る食品関連事業者の理解度に関する調査の概要

平成30年6月  
消費者庁

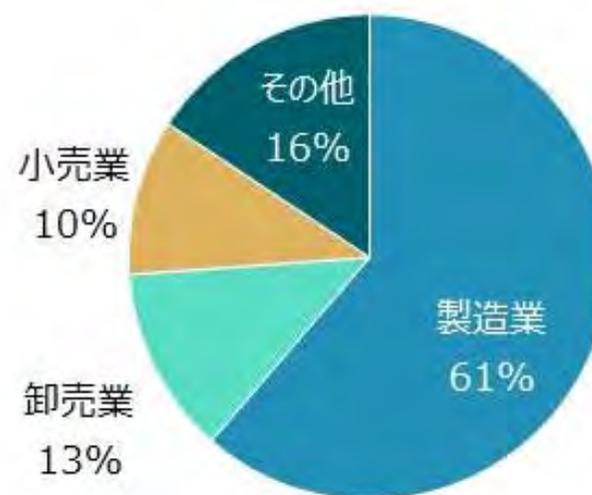
## ○ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る食品関連事業者の理解度調査

- 新たな加工食品の原料原産地表示制度に対する食品関連事業者の理解度調査（選択肢（5択）で全7問）を実施し、1,121社から回答を受領。

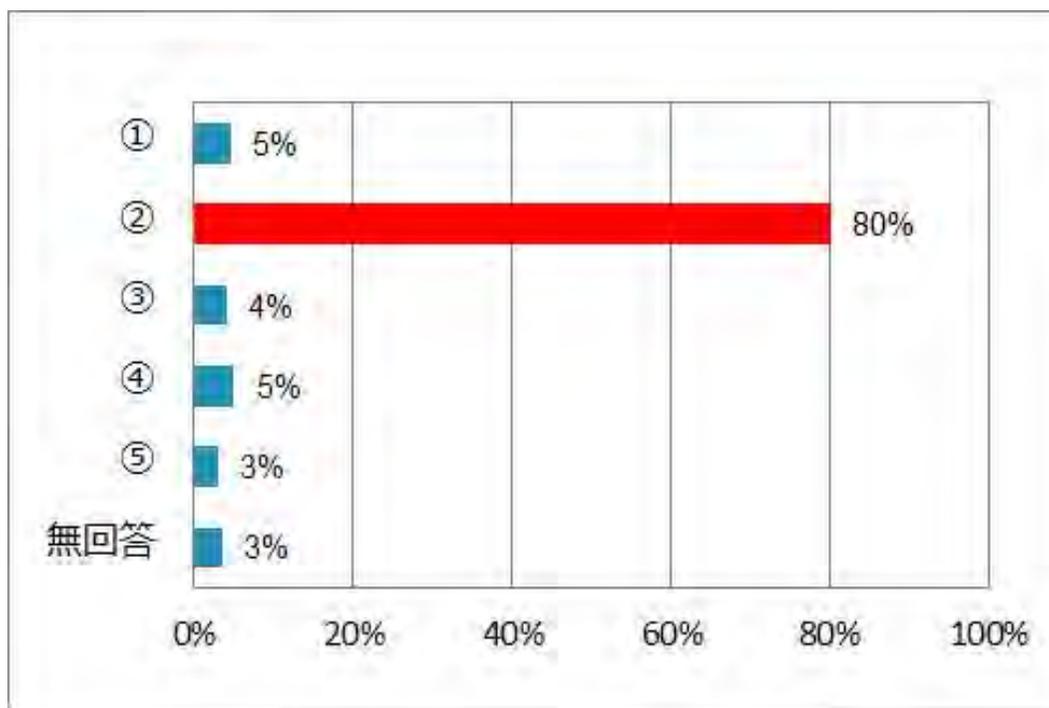
### 回答食品事業者の従業員数内訳



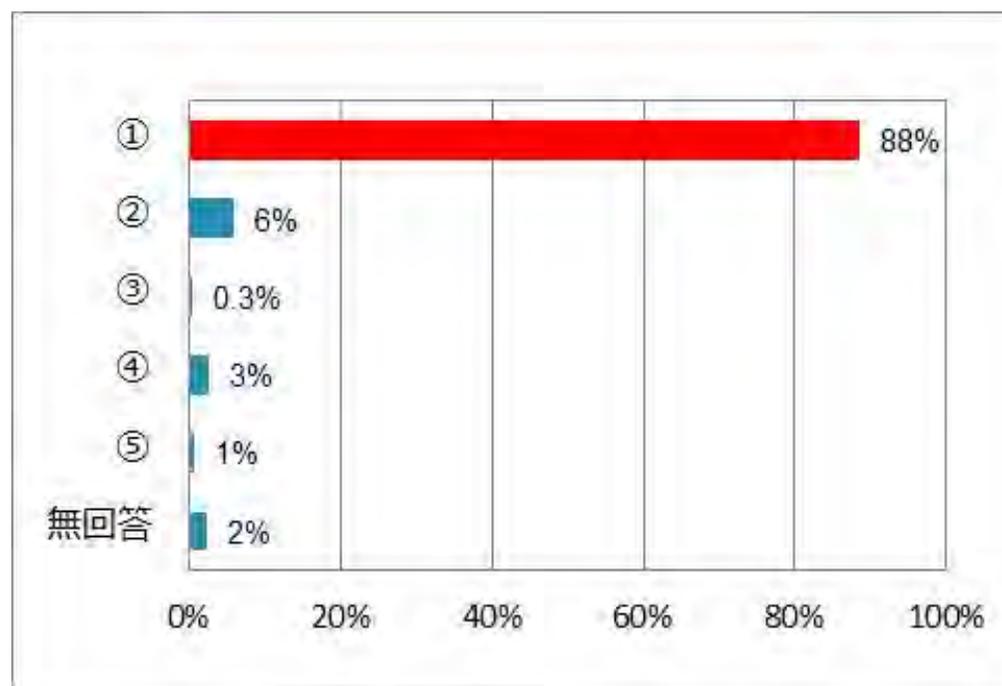
### 回答食品事業者の業種内訳



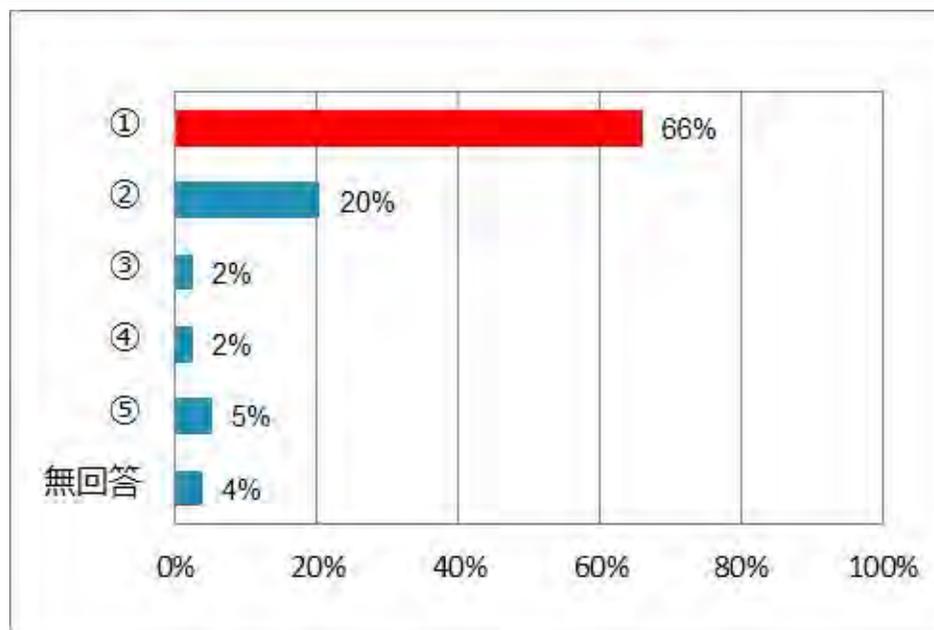
- 新たな加工食品の原料原産地表示制度の対象となる「加工食品」について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。
1. 特定の原産地の原材料を使用している加工食品
  2. 輸入品を除く全ての加工食品
  3. 食品表示基準別表第15の1～6に定められた食品
  4. 生鮮食品を主な原材料とする加工食品
  5. 分からない



- 新たな加工食品の原料原産地表示制度の対象となる「原材料」について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。
1. 原材料に占める重量割合上位1位の原材料のみ
  2. 原材料に占める重量割合上位3位までの全ての原材料
  3. 産地によって品質に差異のある原材料
  4. 原材料に使用されている全ての生鮮食品
  5. 分からない



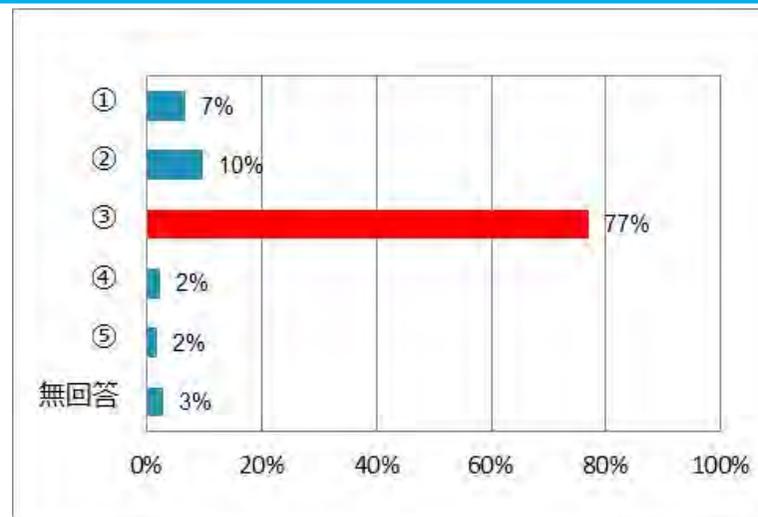
- 「製造地表示」の説明について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。
1. 対象となる加工原材料が国産品の場合には「国内製造」と、輸入品の場合には「〇〇製造」（〇〇は原産国名）と表示することができる
  2. 対象となる加工原材料の原産地又は製造地にかかわらず、日本国内で製造した製品は、「国内製造」と表示することができる
  3. 対象原材料に生鮮食品が使用されている場合、製造地を表示することができる
  4. 対象原材料に加工食品が使用されていて、当該加工食品の生鮮原材料の原産地が明らかな場合でも、製造地表示に代えて、当該生鮮原材料名と共に、原産地名を表示することはできない
  5. 分からない



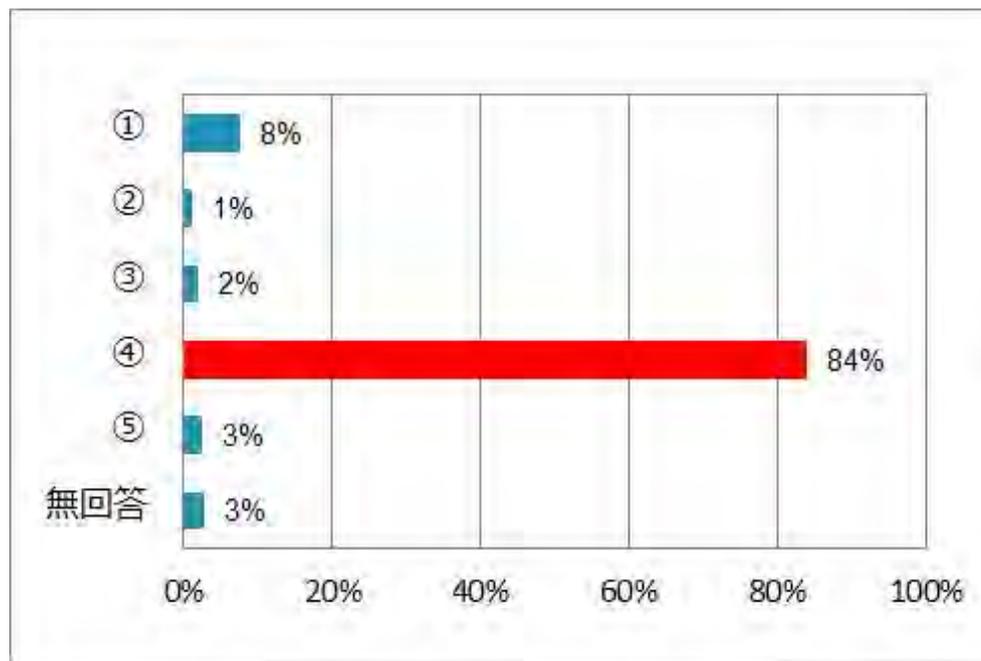
○ 以下のとおり表示されている場合、豚肉に使用されている可能性のある原産地の組合せについて、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。

名 称：	ウインナーソーセージ
原 材 料 名：	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名：	A国又はB国（豚肉）
※豚肉の産地は、平成29年の使用実績順	

1. A国とB国のどちらの豚肉が多いかは不明だが、「A国とB国の両方の豚肉が必ず使用されている」の1パターン
2. 「A国の豚肉のみ使用」、「B国の豚肉のみ使用」の2パターンのいずれか
3. 「使用量の多い順にA国、B国の順」、「使用量の多い順にB国、A国の順」、「A国の豚肉のみ使用」、「B国の豚肉のみ使用」の4パターンのいずれか
4. 過去の使用実績に基づく表示であるため、記載されていないC国の豚肉を使用されている可能性もある
5. 分からない



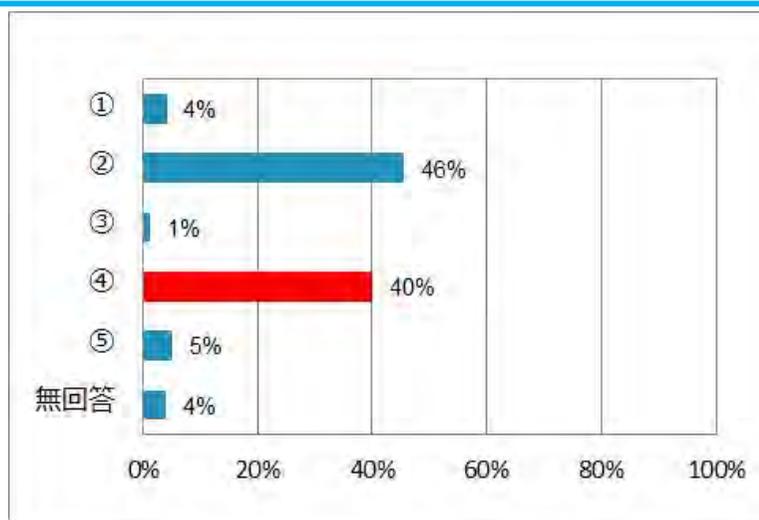
- 「又は表示」の説明について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。
1. 国別重量順表示が可能であっても、複数の原産地の原材料を使用する場合は、「又は表示」を行うことができる
  2. 「A国又はB国」と表示していたとしても、過去の実績でA国及びB国を使用していれば、実際の製品にC国の原料を使用しても、表示を変える必要が無い
  3. 新製品等などの過去の実績に基づく表示ができない商品に、「又は表示」は使用できない
  4. 「又は表示」を行う場合は、過去の使用実績等の根拠資料の保管が義務付けられている
  5. 分からない



○ 「大括り表示」の説明について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。

名 称:	ウインナーソーセージ
原 材 料 名:	豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、...

1. 対象原材料には、2か国以上の外国産の豚肉が使用されている
2. 対象原材料として、3か国以上の外国産の豚肉を使用していれば、重量順位の変動を問わず、「大括り表示」を行うことができる
3. 過去の実績で3か国以上の外国が原産地の豚肉を使用していたため、「輸入」と表示しているが、実際の製品に国産の原材料を使用しても表示を変える必要は無い
4. 「大括り表示」の根拠として使用できる過去の一定期間における産地別使用実績は、表示をする時点を含む1年間から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限られている
5. 分からない



○ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に基づく表示への猶予期間（経過措置期間）について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。

1. 平成32年（2020年）3月31日まで
2. 平成33年（2021年）3月31日まで
3. 平成34年（2022年）3月31日まで
4. 平成35年（2023年）3月31日まで
5. 分からない

